



お知らせ

平成22年10月15日 16:00解禁

平成22年10月 8日

資料提供先: 島根県政記者会

## 特殊車両の指導取締を実施します！

～ 松江警察署と協力し、国道9号のより良い道路利用をめざします～

大型トレーラー等の「特殊車両」は、狭い道路を通行したり、その車両が一定の大きさや重さを超える車両である場合には道路管理者の許可が必要となります。

しかしながら現在、無許可や通行条件違反等の違反状態で走行している車両が後を絶ちません。

これらの違反車両が橋梁や道路の舗装に及ぼす影響は非常に大きいものがあります。また特殊車両が事故を起こした場合には車両自体も大きいため、重大事故につながりやすく、通行止め等により社会経済活動に多大なる損失をあたえます。

松江国道事務所では道路構造の保全や、交通の危険防止を図る事を目的とし、国道9号において島根県警察松江警察署の協力を得ながら、特殊車両の指導取締を定期的に行っています。

日 時 : 平成22年10月15日(金) 14:00～

場 所 : 国道9号 宍道取締基地

松江市宍道町佐々布地内 詳細は別紙参照

協 力 : 島根県警察松江警察署

留意事項 : **取締予定の報道解禁は取締日の16時**とさせていただきますのでご協力お願いいたします。  
なお、取締時のカメラ取材は可能です。

### 【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所  
島根県松江市西津田2丁目6番28号

副所長(管理) 吉岡 晴彦

(事業担当) 管理第一課長 吉木 辰雄

(広報担当) 調査設計課長 加田 厚

TEL: 0852-26-2131(代表) 0852-60-1343(管理第一課直通)

FAX: 0852-22-9731 URL: <http://www.cgr.mlit.go.jp/matsukoku/>

# 別紙

## 位置図



## 取締状況



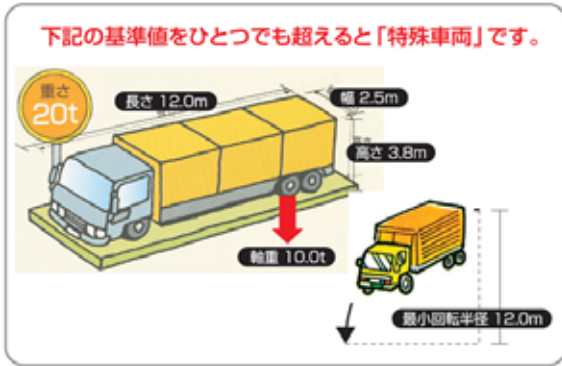
# 大型トレーラなどの「特殊車両」の通行には、道路管理者の許可が必要です。

ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。

## 特殊車両通行許可制度とは？

大型トレーラなどの「特殊車両」は、大型貨物や大量の貨物を輸送するために必要な車で、私たちの暮らしに大変役立っています。

この「特殊車両」は重量が重く、寸法も大きいため、他の通行車両に迷惑をかけないように通行したり、道路を傷めないように、通行には、道路管理者の許可を受けて、ルールを守って通行することが道路法で定められています。（道路法第47条の2第1項）



## 申請手続について

「特殊車両」を通行させようとするときには、通行しようとする道路の道路管理者に申請し、許可を得なければなりません。

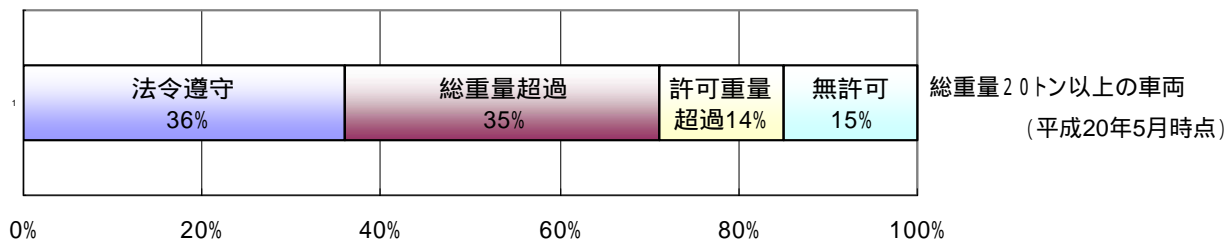
申請を受け付けた道路管理者は、「特殊車両」の通行の可否について審査を行います。

通行可能と判断された場合は、道路管理者から通行条件とともに許可証が交付されます。

許可証は通行時、必ず許可に係る車両に備え付けが必要です。

## 無視できないルール違反

半数以上の大型車がルールを守っていません。



## ルール違反車両が道路に及ぼす影響

道路が傷められる原因のひとつとして、無許可や通行条件違反で通行することがあげられます。このルール違反の車両が、非常に大きな比率を占めている状況にあり、道路や橋に与える影響は多大です。特に、重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。



橋の裏面の様子(床版)



舗装のわだち掘れ



舗装のひび割れ